

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福島県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則
- 福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則
- 民生委員法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則、福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則、民生委員法施行細則の一部を改正する規則、福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則、福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十三号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の表福島県個人情報保護審査会の項中

住民基本台帳法第三十条の
る本人確認情報の保護に
び知事への建議並びに第三十

九第二項の規定による事項の調査審議及
条の四十三第五項の
関すること。

総務部市町
村総室市町
村行政課

を

住民基本台帳法第三十条の九第二項の規
る本人確認情報の保護に関する事項の調査
び知事への建議並びに第三十条の四十三第
規定による命令に係る審議に關すること。

行政手続における特定の個人を識別する
番号の利用等に関する法律（平成二十五年
二十七日）第二十七條第一項及び第二項並
島県行政手続における特定の個人を識別す
の番号の利用等に関する法律施行条例（平
六年福島県条例第九十二号）第二條第一項
二項の規定による特定個人情報保護評価に
調査審議に關すること。

規定による命令に係る審議に

定によ 審議及 五項の	総務部市町 村総室市町 村行政課
ための 法律第 びに福 るため 成二十 及び第 関する	企画調整部 情報統計総 室情報政策 課

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第八十四号

福島県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

福島県個人情報保護審査会規則（平成七年福島県規則第十四号）の一部を次のように

改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に係る庶務は、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものにおいて処理する。

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）及び福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）の規定により審査会が行う調査審議等 総務部市町村総室市町村行政課

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）の規定により審査会が行う調査審議等 企画調整部情報統計総室情報政策課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

福島県規則第八十五号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「除く。」の下に「、公共施設等（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。）の除却に関する事業」を加える。

別表第一公共施設等整備事業枠の部一般事業の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業

別表第一公共施設等整備事業枠の部特別事業の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業

別表第一公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（市町村財政課）

福島県規則第八十六号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和二十九年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

別記様式中「第3条国系」を「第2条国系」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（社会福祉課）

福島県規則第八十七号

福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

福島県都市計画法施行細則（平成十八年福島県規則第一百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律百九号）の施行の日から施行する。

（都市計画課）

福島県規則第八十八号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営湯川町団地の項及び福島県営愛宕団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

福島県規則第八十九号

福島県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

福島県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

第九条第一項及び第二項中「宅地建物取引主任者資格試験申込書」を「宅地建物取引士資格試験申込書」に改める。

第十五条第一項ただし書中「宅地建物取引主任者資格試験申込書」を「宅地建物取引士資格試験申込書」に、同条第二項中「宅地建物取引主任者資格試験申込書」を「宅地建物取引士資格試験申込書」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録申請書」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」に、「宅地建物取引主任者死亡等届出書」を「宅地建物取引士死亡等届出書」に改める。

第四号様式中

「
取引士である
か否かの別
」

「
取引士である
か否かの別
」

に改め、同様式備考2

中「取引士」に改める。
第六号様式中「宅地建物取引士資格試験申込書」を「宅地建物取引士資格試験申込書」に、「はる」を「貼る」に改める。
第七号様式中「宅地建物取引士資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第六号様式の改正規定（「はる」を「貼る」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県宅地建物取引業法施行細則（以下「旧規則」という。）第十条の規定により交付されている合格証書は、この規則による改正後の福島県宅地建物取引業法施行細則（以下「新規則」という。）第十条の規定による合格証書とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新規則の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新規則によるそれぞれの規定によつてしたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（建築指導課）